



新選憲法秘録

一之下

5

73  
3098  
14-1-



門ノ保 3  
番 3.098

新選憲法秘録卷之十一



一 信令兼白紙手形の全限信令は、  
 一 信令兼白紙手形の管轄令は、  
 方と不及の在り及るに、  
 但令之信令は、  
 一 信令兼白紙手形の全限信令は、  
 一 信令兼白紙手形の管轄令は、  
 方と不及の在り及るに、  
 但令之信令は、  
 一 信令兼白紙手形の全限信令は、  
 一 信令兼白紙手形の管轄令は、  
 方と不及の在り及るに、  
 但令之信令は、

但存之河之存候より候成り方日飛

一 漢石炭原別

一 漢石炭原別

一 漢石炭原別

一 漢石炭原別

一 漢石炭原別

一 漢石炭原別

一 漢石炭原別

一 漢石炭原別

進加

一 漢石炭原別

一 漢石炭原別

一 漢石炭原別

一 漢石炭原別

一 漢石炭原別

一 漢石炭原別

一 漢石炭原別

一 漢石炭原別

一 漢石炭原別

一 漢石炭原別

一 漢石炭原別

一 漢石炭原別

一 女子

一 女子人病重者有者ありし如快完能しつたふおのれあ  
女子に差を旅多生 程有ふお海より 法人 欠お 欠人  
拂ふ人日概

但 程令お海より 法人 乙科 女子人 乙科

一 西邊門 負法より 法人 乙科 法人 乙科 法人 乙科  
おの上 女子人 乙科 法人 乙科 法人 乙科 法人 乙科  
人 乙科 乙科 乙科

但 引請し 引又 程令 乙科 乙科 乙科 乙科 乙科

一 欠 前 事 乙 人 請 人 乙 乙 乙 限 中 乙 乙 乙 乙 乙 乙 乙 乙  
乙 乙

但 西 邊 門 乙

一 西 邊 門 乙  
但 今 乙

一 西 邊 門 乙  
一 車 乙 人 程 令 請 人 乙

一 西 邊 門 乙  
一 乙

一 西 邊 門 乙  
但 車 乙 人 請 人 乙

一 西 邊 門 乙  
一 乙  
一 乙



為人隱名清人

死飛

一 為人別名清人

死飛

但上名以名清人

死飛

一 為人別名清人

白人拂

一 但合又名清人

一 為人別名清人

一 為人別名清人

一 為人別名清人

了了了

一 但合人清人

一 但合人清人

一 但合人清人

一 但合人清人

但合人清人

一

一 但合人清人

一 但合人清人

一 但合人清人

但合人清人

一 但合人清人

一 但合人清人

一 但合人清人

但合人清人

之入然と通而令中付白入と之推を以て推了中推了

一 巧以義り各々推了通推了名 敲

一 鎌令交元之入言と入門義者 日

一 一 推了推了者 日

一 川原法は者一白令令各一、推了令令各一

六十敲 一可敲

但書人義能義一入言も意一川原令言と一  
或二十分一お推了り為人の案と之推言以上推了  
才者推了も之入言お推了り推了中付了

一 欠推了り入言中付了り

一 請右入言と入言の因和者 了科

一 欠推了り入言と入言の因和者 了科

一 入言と了科 入言又 入言と了科 入言但了科

一 又推了り入言と了科 了科

一 推了り入言中付了り

一 今入言と入言の因和者 了科

但切殺メ殺り者 日 標

一 推了り入言と入言の因和者 了科

推了り入言と入言の因和者 了科

但切殺り上者入言の因和者 了科

一 推了り入言と入言の因和者 了科

一 推了り入言と入言の因和者 了科

但早稻... 諸君... 難得... 親之... 金了...  
但早稻... 諸君... 難得... 親之... 金了...  
但早稻... 諸君... 難得... 親之... 金了...

一 隱...  
一 隱...

一 陽... 已科... 如... 上... 但...  
一 陽... 已科... 如... 上... 但...  
一 陽... 已科... 如... 上... 但...

一 陽...  
一 陽...

一 又... 石... 竹... 口... 一...  
一 又... 石... 竹... 口... 一...  
一 又... 石... 竹... 口... 一...



陽一から結了中分り

一 口吐信何家... 右日引

但古陰物... 右日引

一 貞初... 世陰... 書... 日... 世... 女... 女...

り方天飛

但飢餓... 右... 女... 女... 女...

子... 女... 女...

一 滴子... 科... 正佛

宗... 科... 科...

但... 女... 女... 女... 女...

無極

一 陽... 女... 女... 女... 女...

但... 女... 女... 女... 女...

中... 中...

一 峯... 通... 山... 山...

一 峯... 通... 山... 山... 山...

一 峯... 通... 山... 山... 山...

但... 峯... 通... 山... 山...

一 女... 口... 通... 通... 通...

教... 女... 女... 女... 女...

一 夫... 女... 女... 女... 女...

一 峯... 通... 山... 山... 山...

但女子夫を殺し持刀は元又その持刀殺者獄

一 密通者一実と夫と庶母者 引込の上 獄

一 主人と妻と密通者一男者 引込の上 獄

一 女を 死罪

一 主人妻と密通者一男者 死罪

但大體より夫は引込の上 獄

引込の上 獄

一 若くは若婦と娘と密通者一男者 獄

一 姉妹の姉と密通者一男者 若くは若婦と

一 離れ居る者 引込の上 所拂

但刑罰は引込の上 引込の上 所拂

一 離れ居る者 引込の上 所拂

但右より引込の上 引込の上 所拂

一 離れ居る者 引込の上 所拂

但引込の上 引込の上 所拂

一 主人と娘と密通者一男者 中罪

但娘を引込の上 引込の上 所拂

一 主人と娘と密通者一男者 所拂

一 幼婦と夫と密通者一男者 所拂

一 引込の上 引込の上 所拂

一 夫と妻と密通者一男者 引込の上 所拂

一 引込の上 引込の上 所拂





細心と目録を以てす

一 口知り方と不詳に有るは 村言と名大略帰信録  
以て證するは 此後より又 功信少傳より 存之 之を以て科  
別記に科

一 二堂所傳抄集所遺を以て 山行記とす

一 二堂所傳抄集 口金元 若名抄集 抄集 抄集 抄集 抄集  
抄集 抄集

一 二堂所傳抄集 口金元 若名抄集 抄集 抄集 抄集 抄集  
抄集 抄集

一 二堂所傳抄集 口金元 若名抄集 抄集 抄集 抄集 抄集  
抄集 抄集

一 或る二堂所傳抄集

一 或る二堂所傳抄集

一 或る二堂所傳抄集

一 或る二堂所傳抄集

一 或る二堂所傳抄集

一 或る二堂所傳抄集

一 或る二堂所傳抄集

一 或る二堂所傳抄集

一 或る二堂所傳抄集

一 或る二堂所傳抄集

一 或る二堂所傳抄集









一 隨方之石在又買得一石名

石名 政

一 隨方之石在石名出石之石名之石名 已科

但石名之石名之石名

石名

一 片石名之石名之石名之石名 樹

一 石名之石名之石名之石名之石名之石名

石名

石名

一 石名之石名之石名之石名之石名之石名

但石名之石名之石名之石名之石名之石名

石名

石名

一 石名之石名之石名之石名之石名之石名

石名之石名之石名之石名之石名之石名

石名之石名之石名之石名之石名之石名

石名之石名之石名之石名之石名之石名

石名之石名之石名之石名之石名之石名

石名之石名之石名之石名之石名之石名

石名之石名之石名之石名之石名之石名

一 石名之石名之石名之石名之石名之石名

一 石名之石名之石名之石名之石名之石名

石名之石名之石名之石名之石名之石名

一 石名之石名之石名之石名之石名之石名

一 石名之石名之石名之石名之石名之石名

石名之石名之石名之石名之石名之石名



一 爲る者より方より捕る者なり又海に於て  
 右海に於て方より爲る者より中爲る者より左中爲る者  
 根に於て右海に於て方より爲る者より中爲る者より左中爲る者  
 中を以て方論得るなり  
 但此より根に於て方より爲る者より中爲る者より左中爲る者  
 根に於て右海に於て方より爲る者より中爲る者より左中爲る者  
 中を以て方論得るなり  
 一 創死に於て方より爲る者より中爲る者より左中爲る者  
 創死に於て方より爲る者より中爲る者より左中爲る者  
 傍家に於て方より爲る者より中爲る者より左中爲る者  
 但此に於て方より爲る者より中爲る者より左中爲る者  
 石口より

一 雲天より方より爲る者より中爲る者より左中爲る者  
 雲天に於て方より爲る者より中爲る者より左中爲る者  
 了科に於て方より爲る者より中爲る者より左中爲る者  
 但石口より

七十三

一 根に於て方より爲る者より中爲る者より左中爲る者  
 根に於て方より爲る者より中爲る者より左中爲る者  
 一 海に於て方より爲る者より中爲る者より左中爲る者  
 海に於て方より爲る者より中爲る者より左中爲る者  
 一 是より方より爲る者より中爲る者より左中爲る者  
 是より方より爲る者より中爲る者より左中爲る者



他高を居るかたうと子元の方一歩を置るは者御在  
金口り

一 巧み申候中名一有一金口り申候者今子新物と  
後多少

他物と居るは元方一有一物と申候は成る巧み  
方々々々

一 巧み申候人々歩御法一曰候し内一有扱物程たり  
者人々御法なり

他物と居るは元方一有扱物程たり  
無飛  
中進取

一 巧み申候人々歩御法一曰候し内一有扱物程たり  
者人々御法なり  
無飛  
中進取

一 巧み申候人々歩御法一曰候し内一有扱物程たり  
者人々御法なり  
無飛  
中進取

一 巧み申候人々歩御法一曰候し内一有扱物程たり  
者人々御法なり  
無飛  
中進取

一 巧み申候人々歩御法一曰候し内一有扱物程たり  
者人々御法なり  
無飛  
中進取

一 貴人貴人の権似せぬと聞ひしを 乃書之上 中道版  
一 中道版の者行仕を

一 之入親重と為りて中道版の海人の如き 磔  
一 之入親と為りて海人の如き 刑

公海人を了る事日而了る途は 若海人の中道版  
し 能くをたし行仕を 亦高し 一 中道版の海人  
中人の者又 罪を 行仕を 亦何

但右の分 初より 海人の 亦了る事

一 之入親非の 海人の 亦了る事 一 中道版の  
公海人の 亦了る事 一 中道版の 亦了る事  
中道版の 亦了る事

追加

一 中道版の 亦了る事 一 中道版の 亦了る事  
一 中道版の 亦了る事 一 中道版の 亦了る事

一 中道版の 亦了る事 一 中道版の 亦了る事  
一 中道版の 亦了る事 一 中道版の 亦了る事

但中道版の 亦了る事 一 中道版の 亦了る事

一 中道版の 亦了る事 一 中道版の 亦了る事

一 中道版の 亦了る事 一 中道版の 亦了る事

一 中道版の 亦了る事 一 中道版の 亦了る事

一 中道版の 亦了る事 一 中道版の 亦了る事

一 中道版の 亦了る事 一 中道版の 亦了る事

一 毒を食ふは毒を種受けて任むるなり

一 毒を食ふは毒なり

一 毒を食ふは毒なり

一 毒を食ふは毒なり

一 毒を食ふは毒なり

一 毒を食ふは毒なり

一 毒を食ふは毒なり

一 毒を食ふは毒なり

一 毒を食ふは毒なり

一 毒を食ふは毒なり

一 毒を食ふは毒なり

引合

毒

引合

毒

引合

毒

引合

引合

引合

三十日

亦日 押込

十日

但小宮十宮の心で、煙火の如く、おぼやかきを寺社に

お火の如く、煙火の如く、おぼやかきを寺社に

一 煙火の日、煙火の日、煙火の日、煙火の日、煙火の日

一 煙火の日、煙火の日、煙火の日、煙火の日、煙火の日

一 煙火の日、煙火の日、煙火の日、煙火の日、煙火の日

一 煙火の日、煙火の日、煙火の日、煙火の日、煙火の日

一 煙火の日、煙火の日、煙火の日、煙火の日、煙火の日

一 煙火の日、煙火の日、煙火の日、煙火の日、煙火の日

一 煙火の日、煙火の日、煙火の日、煙火の日、煙火の日







但高直之儀はく者も中々

一 新設 重直殿

一 日方よりなる者 市柳殿 日

一 日向よりなる者 死飛

一 湯村よりなる者 市平殿 日

一 常伯又伯母之節に教へたる 樹心

一 日向よりなる者 死飛

追加

一 新設 追放

一 日向よりなる者 市柳殿 追放

一 湯村よりなる者 市平殿 追放

一 常伯又伯母之節に教へたる 追放

一 日向よりなる者 追放

但親方より刑侍に教へたる 死飛追放

一 子信よりなる者 市柳殿 死飛追放

一 日向よりなる者 市平殿 死飛追放

一 常伯又伯母之節に教へたる 死飛追放

一 日向よりなる者 死飛追放

一 湯村よりなる者 死飛追放

一 常伯又伯母之節に教へたる 死飛追放

一 日向よりなる者 死飛追放

一 湯村よりなる者 死飛追放

一 常伯又伯母之節に教へたる 死飛追放

一 日向よりなる者 死飛追放



一 牛馬を門庭に殺す者

死罪

一 口を殺す者

中道殿

一 口を殺す者

口

但此世に死なばしは悔ひなき

老道

一 一、病に苦しむ者、病に代へ病多し、其後百姓可人限り殺

中より病に苦しむ者、病に代へ病多し、其後百姓可人限り殺

但此世に死なばしは悔ひなき

一 一、病に苦しむ者

一 一、病に苦しむ者、病に代へ病多し、其後百姓可人限り殺

一 一、病に苦しむ者、病に代へ病多し、其後百姓可人限り殺

一 一、病に苦しむ者、病に代へ病多し、其後百姓可人限り殺

但此世に死なばしは悔ひなき

一 一、病に苦しむ者、病に代へ病多し、其後百姓可人限り殺

一 一、病に苦しむ者、病に代へ病多し、其後百姓可人限り殺

一 一、病に苦しむ者、病に代へ病多し、其後百姓可人限り殺

一 一、病に苦しむ者、病に代へ病多し、其後百姓可人限り殺

一 一、病に苦しむ者

但此世に死なばしは悔ひなき

一 一、病に苦しむ者、病に代へ病多し、其後百姓可人限り殺

一 一、病に苦しむ者、病に代へ病多し、其後百姓可人限り殺

一 一、病に苦しむ者、病に代へ病多し、其後百姓可人限り殺

一 一、病に苦しむ者、病に代へ病多し、其後百姓可人限り殺















了るは者なり

右に於ては格向中付了後亦心方より証義の上  
了る付なり

但格向より立合者之義論は格向中付  
心より証義は格向中付なり

一 考高と自他所任心なり

一 考高と高と死飛心より考高と格向中付  
格向死飛

但口説大を格向中付格向中付  
心より証義は格向中付

一 考高と高と死飛心より考高と格向中付

一 穿校と誤解なり

一 穿校と誤解なり

但穿校中人 中進教

一 穿校と誤解なり

追加

一 穿校と誤解なり

右に於ては格向中付了後亦心方より証義の上

一 穿校と誤解なり

子證候心より証義は格向中付

但多証候心より証義は格向中付

一 口外一をりる

口外

但手際外一は右に居候一はく

控進取

一 口外一をりる

口外

但手際外一は右に居候一はく

とて科

一 口外一をりる

口外

一 口外一をりる

但手際外一は右に居候一はく

口外一をりる

口外一をりる

一 口外一をりる

口外

一 口外一をりる

口外

一 口外一をりる

口外

一 口外一をりる

口外

一 口外一をりる

口外

一 口外一をりる

口外



一 半合の付家物に酒のいさるが保入年の上り病  
と若し印付の何れも若し酒のいさる  
但し酒のいさる病をいさる酒のいさる  
一 善者片付のいさる

一 下五條のいさる者  
一 門多拂

但病のいさる病をいさる  
一 善者片付のいさる者  
一 下五條のいさる者  
一 門多拂  
一 善者片付のいさる者  
一 下五條のいさる者  
一 門多拂  
一 善者片付のいさる者  
一 下五條のいさる者  
一 門多拂

一 好身と若し者  
一 下五條のいさる者  
一 門多拂  
一 善者片付のいさる者  
一 下五條のいさる者  
一 門多拂

但右のいさる

一 善者片付のいさる者  
一 下五條のいさる者  
一 門多拂  
一 善者片付のいさる者  
一 下五條のいさる者  
一 門多拂  
一 善者片付のいさる者  
一 下五條のいさる者  
一 門多拂  
一 善者片付のいさる者  
一 下五條のいさる者  
一 門多拂

子之儀多少

引出 死飛

一 賈物之入取割

一 一月内之賈物之積戻一了中付本月之儀一了中付

但前之賈物取割之儀は如何に檢定

一 利益取海之賈物了清戻之中は如何に檢定

但賈物之儀は如何に元令一儀之為一儀令之儀は如何に檢定

追加

一 賈物之儀は如何に檢定

一 割利之儀は如何に檢定

公儀之取立

一 是人与利之賈物取立之儀は如何に檢定

但令檢定之儀は如何に檢定

是上之儀

一 取立之儀は如何に檢定

一 取立之儀は如何に檢定

但取立之儀は如何に檢定

但取立之儀は如何に檢定

一 取立之儀は如何に檢定

一 取立之儀は如何に檢定







列

一 人の教の考を固むるを中人の於て海科の如くも  
而して其の徳を人殺しにせざるに在りて其の徳を固むるに固む  
るに在りて

漢字を以て漢人の徳を判別するを徳を以て  
人の徳を以て判別するに在りて

有るに在りて其の徳を以て判別するに在りて

一 吟味し其の徳を以て判別するに在りて其の徳を以て判別するに在りて

一 徳を以て判別するに在りて其の徳を以て判別するに在りて其の徳を以て判別するに在りて

一 徳を以て判別するに在りて其の徳を以て判別するに在りて

一 徳を以て判別するに在りて其の徳を以て判別するに在りて其の徳を以て判別するに在りて  
徳を以て判別するに在りて其の徳を以て判別するに在りて其の徳を以て判別するに在りて  
徳を以て判別するに在りて其の徳を以て判別するに在りて其の徳を以て判別するに在りて

一 徳を以て判別するに在りて其の徳を以て判別するに在りて

一 徳を以て判別するに在りて其の徳を以て判別するに在りて

一 徳を以て判別するに在りて其の徳を以て判別するに在りて

一 徳を以て判別するに在りて其の徳を以て判別するに在りて

徳を以て判別するに在りて其の徳を以て判別するに在りて其の徳を以て判別するに在りて  
徳を以て判別するに在りて其の徳を以て判別するに在りて其の徳を以て判別するに在りて

公家と御文中の師匠と云々

但し其意を以て不<sub>レ</sub>準<sub>レ</sub>す

一 師匠の弟子と云々其意を以て不<sub>レ</sub>準<sub>レ</sub>す

一 師匠の弟子と云々其意を以て不<sub>レ</sub>準<sub>レ</sub>す

一 公家御説人の言はれぬ事<sub>レ</sub>は其意を以て不<sub>レ</sub>準<sub>レ</sub>す

中身は其意を以て不<sub>レ</sub>準<sub>レ</sub>す

保正十年二月十日海定公一任<sub>レ</sub>極<sub>レ</sub>也

追加

一 目録裏列の如き中<sub>レ</sub>の事<sub>レ</sub>は其意を以て不<sub>レ</sub>準<sub>レ</sub>す

一 師匠の弟子と云々其意を以て不<sub>レ</sub>準<sub>レ</sub>す

一 師匠の弟子と云々其意を以て不<sub>レ</sub>準<sub>レ</sub>す

一 立二口酒投了中<sub>レ</sub>の事<sub>レ</sub>は其意を以て不<sub>レ</sub>準<sub>レ</sub>す

但し其意を以て不<sub>レ</sub>準<sub>レ</sub>す

一 碓氷川流至碓氷<sub>レ</sub>の事<sub>レ</sub>は其意を以て不<sub>レ</sub>準<sub>レ</sub>す

但し其意を以て不<sub>レ</sub>準<sub>レ</sub>す

但し其意を以て不<sub>レ</sub>準<sub>レ</sub>す

但し其意を以て不<sub>レ</sub>準<sub>レ</sub>す

一 概して碓氷川流至碓氷<sub>レ</sub>の事<sub>レ</sub>は其意を以て不<sub>レ</sub>準<sub>レ</sub>す

但し其意を以て不<sub>レ</sub>準<sub>レ</sub>す

但し其意を以て不<sub>レ</sub>準<sub>レ</sub>す

但し其意を以て不<sub>レ</sub>準<sub>レ</sub>す

一 大飛 碓氷川流至碓氷<sub>レ</sub>の事<sub>レ</sub>は其意を以て不<sub>レ</sub>準<sub>レ</sub>す





一 仙居方より行方を極く多しや終るも新築物  
此類を田畑家屋等々不存年々未進者あり  
此類を不存

一 宇井村 田川 松橋 千位 在尔 津川

四ツ谷 大西ノノ田口権

他在方より田口

一 所辨 馬方と女村 拂

位多由より終るも利権物、此類を田畑家屋等

久和正年々未進者あり家屋等々不

一 り如飛一 芝草等 田口等 田口等 田口等

中進放

中進放

中進放

宇井村

位多由より終るも利権物、此類を田畑家屋等

一 り如飛一 芝草等 田口等 田口等 田口等

芝草等

中進放

位多由より

一 田畑等より田畑等或は二三等一可なり

田畑等より二三等一可なり

田畑等より二三等一可なり

日くふて下る

一 門前佛

なりふの心家公佛の

一 奴

はるる者くははるる

一 追院

はるる者くははるる

一 退院

はるる者くははるる

一 宗権

はるる者くははるる

一 御権

はるる者くははるる

一 政号

はるる者くははるる

但亦百部とす権

一 閑門

但亦百部とす権

近不の公火とす部

中七世

追か

一 閑門教をてす

一 閑門

一 通寒つとす

但右口り

一 者急

派をふ其

但右口り

教六十教 中軍方門家科人





五穀を晒すに少くも

科多し如くは中絶致すに可國子内中絶を御

撫ふに中絶進止を了り自ら進致すに可

なり

一人百姓を治すに如く進致すに可

老を以て中絶を治すに可如く又了るに流

着如くは中絶を治すに可如く又了るに流

若くは了るに可

從違進退の浦に可如く流し可

取の如くは源流の如く少くも

くも少くも

如くは源流の如く少くも

考を以て中絶を治すに可

如くは源流の如く少くも

但し中絶を治すに可

若くは源流の如く少くも

多し少くも

なり

一人百姓を治すに可

なり

少くも

若くは源流の如く少くも



一 入官年之預正 係付の考を 備へて後手、結中  
 一 手深之考取正 係付の考取正 係付の考取正  
 手深之考取正 入官年正 係付の考取正 手深之考取正 備へて  
 中  
 一 係付の考取正 係付の考取正 係付の考取正 係付の考取正  
 則正の考取正 係付の考取正 係付の考取正 係付の考取正  
 一 追院正 係付の考取正 係付の考取正 係付の考取正 係付の考取正  
 但 係付の考取正 係付の考取正  
 右之考取正 係付の考取正 係付の考取正 係付の考取正 係付の考取正  
 右之考取正 係付の考取正 係付の考取正 係付の考取正 係付の考取正

丑八月

守山全三也

書向之考取正 係付の考取正 係付の考取正 係付の考取正 係付の考取正  
 係付の考取正 係付の考取正 係付の考取正 係付の考取正 係付の考取正  
 寛政六當年 十月十三日

新選書法秘傳卷之十一終

